

平成25年雇第53号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、A公共職業安定所長（以下「A安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）の被保険者となったことの確認請求却下処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

### 2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日から〇月までの間、B（以下「事業所」という。）に雇用されていたとして、平成〇年〇月〇日付けで、C公共職業安定所（以下「C安定所」という。）に、雇用保険の被保険者となったことの確認請求書（以下「請求書」という。）を提出したため、C安定所長は、A安定所長にこれを送付した。
- (2) A安定所長は、平成〇年〇月〇日に請求書を受理した。
- (3) A安定所長は、同月〇日に請求書の事実確認を行ったところ、請求人は、離職年月日をはっきり覚えていないこと、給料明細等の証拠書類がないこと、給料から雇用保険料の天引きがあったか不明であること等を述べた。
- (4) A安定所長は、同月〇日に、事業所の事業主の妻から、要旨、次のとおり聴取した。
  - ① 請求人は、当時Dに在住しており、インターネットでハローワークの求人を見たとして、E（以下「現地法人」という。）に直接面接に来た。
  - ② 面接の結果、請求人を現地法人で平成〇年〇月下旬から雇用した。なお、賃金は現地法人で支払っていた。
  - ③ 請求人の事業所での採用希望に対し、現地法人で試用期間が終わり正式採

用になったら、事業所で採用すると口頭で約束をした気がする。

- ④ 平成〇年〇月に、請求人が休日に無断で社用車を使用してDの洪水に巻き込まれ、社用車を故障させたことがきっかけとなり、現地法人を解雇となった。
- (5) A安定所長は、平成〇年〇月〇日に事業所が事務委託しているF社会保険労務士から、請求人に関しては、改めて当時の状況と現地法人で採用されていたとの説明を受けた。
- (6) A安定所長は、同年〇月〇日、請求人に対し、「請求書について(回答)」によって、現地法人での採用では、雇用保険の被保険者とはならない旨回答した。
- (7) A安定所長は、同年〇月〇日に請求人からC安定所経由で、再び請求書と確認のための資料を受理した。
- (8) A安定所長は、同年〇月〇日に請求人に対し「雇用保険の被保険者となったことの確認請求却下通知書」(以下「通知書」という。)を送付した。
- (9) 請求人は、本件処分を不服として、C安定所を経由して雇用保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、A安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第8条に定める被保険者となったことの確認請求を否認するとした処分が妥当であると認められるか否か、及び請求人の請求の趣旨が適法な手続きに則ったものであるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

## 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月まで事業場に雇用されていた事実があるとして、当該期間、請求人は法に基づく雇用保険の被保険者であった旨主張する。

(2) これに対し、審査官は、決定書において、「請求人が主張する被保険者期間は平成〇年〇月〇日から同年〇月の約〇か月間であり、仮に請求人が主張する期間について雇用保険の被保険者であったとしても、請求人の被保険者期間は〇年以上〇年未満であることに変わりはなく、所定給付日数の判定には影響しないとみるのが相当」であるとして、「請求人の法上の実利は存在せず、権利又は法律上の利益は原処分によって直接侵害されたと解することはできない。」と判断した。

(3) この点、請求人も、本件公開審理において、既に所定給付日数〇日分の基本手当を受給しており、仮に請求人の本件請求が認められたとしても基本手当の所定給付日数になんら変更がないことについては、自認していると述べている。

(4) 当審査会は、仮に請求人が主張する期間について、雇用保険の被保険者資格が認められたとしても、基本手当の支給期間や支給額などについて、請求人に何らの利益をもたらすものでない以上、上記(2)の決定書記載のとおり、請求人には本件請求をする法的な利益は存在しないものと判断せざるを得ない。

3 以上のとおりであるから、A安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。なお、当審査会においては、請求人の訴えの利益について実体判断したことから、本件請求は、棄却すべきものと判断する。

よって主文のとおり裁決する。